

第5条（2） 広告の規格は、原則2色刷りのページと定めるが、紙面の都合によりカラーページでの掲載となる場合は、事前に広告主に伝達の上、変更する。その際の広告掲載料は2色刷りのページと同価格とする。

第7条 広告を募集する区画は、ホームページでは最大10区画、広報紙では最大6区画とし、1広告主につき1区画までとする。
ただし、2面構成の号（7/15・1/15）では、紙面の都合上、3区画までの募集とする。
※別紙 基準表 参照

第8・10条 掲載基準日が休業日となり、前営業日に振り替えとなる場合は、振り替えとなった掲載基準日の前日を納入期限とする。その日が休業日である場合は、その前営業日を納入期限とする。
（例）掲載基準日 令和3年1月1日（金・祝）＝休業日 の場合
掲載基準日を前営業日である 令和2年12月28日（月） に振り替える。
振替掲載基準日 令和2年12月28日（月） の前日は 令和2年12月27日（日） であるが、日曜日となるため、納入期限をその前営業日の 令和2年12月25日（金） に振り替える。
掲載基準日は、掲載開始日であり、掲載終了日でもあるので、上記のように振り替えた場合、広告掲載開始日だけでなく、その前クールの広告掲載終了日も振り替えられるので、事前に広告主と掲載期間の調整を詳細に行う必要がある。
※別紙 基準表 参照